

京都市告示第 146 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 4 月 19 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
福稲深草線	東山区福稲柿本町31番地の6地先から 伏見区深草中川原町13番地の3地先まで	メートル 653.70	7.50 ～メートル 10.30
洛北第二緯22 号線	左京区岩倉幡枝町21番地の1地先から 同町803番地の1地先まで	160.90	14.00 ～ 17.00
洛北第三緯1 号線	左京区岩倉幡枝町127番地地先から 同区静市市原町840番地の5地先まで	567.00	14.00 ～ 21.00

(建設局道路部道路明示課)